

議案第4号

会計年度任用職員の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

次のとおり会計年度任用職員の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月12日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

会計年度任用職員の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、<u>職員（前条に掲げる職員の</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第1条の2 この条例による給与は、<u>常時勤務に服することを要</u></p>

うち常時勤務を要するもの及び短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、第16条の14の定めるところによる。

（給与からの控除）

第16条の13 略

（会計年度任用職員の給与）

第16条の14 任命権者は、会計年度任用職員に対し、次の各号に

する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、定時制通信教育手当、特地勤務手当に準ずる手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とし、常時勤務に服することを要しない職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあつては、報酬とする。

（給与からの控除）

第16条の13 略

掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与を支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）報酬、費用弁償及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、特勤勤務手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、退職手当その他人事委員会規則で定める手当

(第1号会計年度任用職員の報酬)

第16条の15 第1号会計年度任用職員の報酬は、第3項に定めるものを除き、月額、日額又は時間額その他人事委員会規則で定める方法（次項において「月額等」という。）で定めることとし、第2号会計年度任用職員の給料との権衡を考慮して、その職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じて任命権者が定める。

2 前項の報酬は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の

区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で決定するものとする。

(1) 職員であるものとした場合に行政職給料表の適用を受ける者（次号に掲げる者を除く。）月額等の区分に応じ、行政職給料表の1級における最高の号給の給料月額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（特に困難な業務と任命権者が認めるものに従事する者にとっては、任命権者が人事委員会と協議して定める額）

(2) 職員であるものとした場合に行政職給料表の適用を受ける者（特定の学識、経験等に基づく高度の専門性又は特殊性を要する職に限る。）月額等の区分に応じ、行政職給料表の5級における最高の号給の給料月額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（特に困難な業務と任命権者が認めるものに従事する者にとっては、任命権者が人事委員会と協議して定める額）

(3) 職員であるものとした場合に行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者 月額等の区分に応じ、その適用を受けるべき給料表における職務の級のうち、前2号に掲げる者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める職務の級における最

高の号給の給料月額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（特に困難な業務と任命権者が認めるものに従事する者にとっては、任命権者が人事委員会と協議して定める額）

3 第1号会計年度任用職員には、職員であるものとした場合に地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当その他人事委員会規則で定める手当を支給することとなるときは、任命権者が定めるところにより、当該支給することとなる額に相当する額の報酬を第1項の報酬に加えて支給することができる。

（第1号会計年度任用職員の費用弁償）

第16条の16 第1号会計年度任用職員には、第2号会計年度任用職員の通勤手当との権衡を考慮して、人事委員会規則で定める額を費用弁償として支給する。

（第1号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の17 任用期間が6月以上の第1号会計年度任用職員には、期末手当を支給する。

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2

項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の114.5、12月に支給する場合においては100分の128.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の94.5、12月に支給する場合においては100分の108.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の給料）

第16条の18 第2号会計年度任用職員の給料は、職員であるものとした場合に適用を受ける第3条第1項各号に掲げる給料表に

に基づき、月額で定めることとし、職員の給料との権衡を考慮して、その職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じて任命権者が定める。

2 前項の給料は、次の各号に掲げる第2号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内で決定するものとする。

(1) 職員であるものとした場合に行政職給料表の適用を受ける者（次号に掲げる者を除く。）行政職給料表の1級における最高の号給の給料月額（特に困難な業務と任命権者が認めるものに従事する者にとっては、任命権者が人事委員会と協議して定める額）

(2) 職員であるものとした場合に行政職給料表の適用を受ける者（特定の学識、経験等に基づく高度の専門性又は特殊性を要する職に限る。）行政職給料表の5級における最高の号給の給料月額（特に困難な業務と任命権者が認めるものに従事する者にとっては、任命権者が人事委員会と協議して定める額）

(3) 職員であるものとした場合に行政職給料表以外の給料表の適用を受ける者 その適用を受けるべき給料表における職

務の級のうち、前2号に掲げる者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める職務の級における最高の号給の給料月額（特に困難な業務と任命権者が認めるものに従事する者にあつては、任命権者が人事委員会と協議して定める額）

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

第16条の19 任用期間が6月以上の第2号会計年度任用職員には、期末手当を支給する。

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の114.5、12月に支給する場合には100分の128.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合には100分の94.5、12月に支給する場合には100分の108.5を乗じて得

た額)に」とあるのは「期末手当基礎額に」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の給与の支給等)

第16条の20 第2号会計年度任用職員の給与に関する事項のうち、次に掲げるものについては、職員の例によるものとする。

- (1) 給料の計算期間その他給料の支給に関する事項
- (2) 第16条の14第2号に規定する手当（期末手当を除く。以下この号において「手当」という。）の計算その他手当の支給に関する事項
- (3) 給与の減額に関する事項
- (4) 勤務1時間当たりの給与額の算出に関する事項
- (5) 休職を命ぜられた者の休職期間中の給与の支給に関する事項
- (6) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた

者の給与の支給に関する事項

(7) その他人事委員会が定める事項

第16条の21 第16条の14から前条までに定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給方法その他必要な事項については、職員との権衡を考慮し、人事委員会の承認を得て任命権者が定める。

(臨時的任用職員の給与)

第17条 地方公務員法第22条の3の規定その他の法律の規定により臨時的に任用する職員については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、給与を支給する。

(臨時的任用職員及び非常勤職員の給与)

第17条 臨時的に任用する職員及び非常勤職員については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、職員の休職の事由を定める条例（昭和56年鳥取県条例第7号）第2条各号のいずれかに該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内（法第22条の2第1項に規定する職員にあつては、同条第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内）において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

2・3 略

(休職の効果)

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は休養を要する程度に応じ、職員の休職の事由を定める条例（昭和56年3月鳥取県条例第7号）第2条各号の一に該当する場合における休職の期間は必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。

2・3 略

(職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和26年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する地域手</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下給料及びこれに対する地域手</p>

当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の15第2項に規定する報酬の額及び同条第3項に規定する地域手当に相当する報酬の額の合計額）の10分の1以下を減ずるものとする。

当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、時間外勤</p>

勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあつては、第18条第2項の定めるところによる。

(臨時的任用職員及び会計年度任用職員の給与)

第18条 地方公務員法第22条の3の規定その他の法律の規定により臨時的に任用する職員については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し、給与を支給する。

2 会計年度任用職員の給与の額、種類、支給方法その他給与の支給については、給与条例の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、常時勤務に服することを要しない職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあつては、報酬とする。

(臨時的任用職員及び非常勤職員の給与)

第18条 臨時的に任用する職員及び非常勤職員については、任命権者は、この条例の規定にかかわらず他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、給与条例第1条の2に規定する職員のうち常時勤務を要するもの（再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者をいう。以下同じ。）を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者（再任用職員を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、給与条例第1条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者をいう。次項において同じ。）及び臨時的任用職員（同法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。次項において同じ。）を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者（再任用職員及び臨時的任用職員を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超える

超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

附 則

1～38 略

39 第2条第2項に規定する者以外の職員以外の者（再任用職員を除く。）の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超
えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみな
して、この条例の規定を適用する。この場合において、その者
に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、
これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当す
る金額とする。

40 前項の規定の適用を受ける者に対する第10条の規定の適用に

に至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

附 則

1～38 略

ついては、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

(職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の旅費等に関する条例（昭和45年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、公務のために旅行する地方公務員法第3条第2項に規定する一般職（以下この条において「一般職」という。）に属する職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員並びに現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32</p>

定する現業職員並びに地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）に対し支給する旅費並びに第1号会計年度任用職員に対して支給する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（第1号会計年度任用職員の費用弁償）

第33条 第1号会計年度任用職員に支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として人事委員会規則で定める額とする。

2 略

年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員並びに常時勤務に服することを要しない職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）を除く。）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）に対し支給する旅費並びに一般職に属する非常勤職員に対して支給する費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（非常勤職員の費用弁償）

第33条 非常勤職員に支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、旅行雑費及び死亡手当とし、その額は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の1級の職務にある者に対し支給する旅費の額を基準として人事委員会規則で定める額とする。

2 略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3の規定により</u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法<u>第22条</u>に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(育児休業をする非常勤職員の給与に係る特例)</p> <p>第9条の2 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の2第1項に規定する職員及び短時間勤務職員（同法 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をい う。以下同じ。）を除く。）</u>については、<u>第7条第1項の規定 は、適用しない。</u></p> <p><u>2 非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）</u>については、<u>第7条 第2項の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>3 非常勤職員</u>については、<u>第8条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>4 非常勤職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる 職員を除く。）</u>については、<u>前条の規定は、適用しない。</u></p>	<p>(育児休業をする非常勤職員の給与に係る特例)</p> <p>第9条の2 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除 く。<u>第19条から第21条までにおいて同じ。</u>）については、<u>第7 条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>2 非常勤職員</u>については、<u>前2条の規定は、適用しない。</u></p>

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次条及び第21条において同じ。）

ア・イ 略

(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 育児休業法第19条第1項の規定による請求をした時点において次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア・イ 略

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(臨時的任用職員の休暇)</p> <p>第19条 臨時的任用職員（<u>地方公務員法第22条の3の規定その他</u></p>	<p>(臨時的任用職員の休暇)</p> <p>第19条 臨時的任用職員（<u>地方公務員法第22条の規定に基づき臨</u></p>

の法律の規定により臨時的に任用された職員をいう。）の休暇
については、人事委員会規則で定める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第20条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員
の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の
規定に基づき臨時的に任用された職員及び育児休業法第6条第
1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇
については、人事委員会規則で定める。

(非常勤職員の勤務時間、休日及び休暇)

第20条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定める。

(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(職員の派遣)

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法第22条の3の規定により臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）

(2) 略

(3) 地方公務員法第22条の規定により条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

(4)・(5) 略

3 略

(職員の派遣)

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）

(2) 略

(3) 地方公務員法第22条第1項の規定により条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

(4)・(5) 略

3 略

(鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第11条 鳥取県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後	改 正 前
<p>(報告事項)</p> <p>第2条 任命権者が法第58条の2第1項の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（<u>地方公務員法第22条の3の規定その他の法律の規定により</u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第2条 任命権者が法第58条の2第1項の規定により人事行政の運営の状況に関し報告しなければならない事項は、職員（<u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。</u>以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p>	<p>(給与の種類)</p>

第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、給料及び手当とし、同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、第19条第2項の定めるところによる。

2・3 略

（臨時的任用職員及び会計年度任用職員の給与）

第19条 地方公務員法第22条の3の規定その他の法律の規定により臨時的に任用する職員に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、給与を支給する。

2 会計年度任用職員の給与の額、種類、支給方法その他給与の支給については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

第2条 職員の給与の種類は、常時勤務に服することを要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、給料及び手当とし、常時勤務に服することを要しない職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあっては、報酬とする。

2・3 略

（臨時的任用職員及び非常勤職員の給与）

第19条 臨時的に任用する職員及び非常勤職員に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

（病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第13条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務を要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、給料及び手当とし、<u>同法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員（以下「会計年度任用職員」という。）にあっては、第26条第2項の定めるところによる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(臨時的任用職員及び<u>会計年度任用職員</u>の給与)</p> <p>第26条 <u>地方公務員法第22条の3の規定その他の法律の規定により</u>臨時的に任用する職員に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し、<u>給与</u>を支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、常時勤務に<u>服</u>することを要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあっては、給料及び手当とし、<u>常時勤務に服することを要しない職員（短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。）にあっては、報酬とする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(臨時的任用職員及び<u>非常勤職員</u>の給与)</p> <p>第26条 臨時的に任用する職員及び<u>非常勤職員</u>に対しては、この条例の規定にかかわらず、他の職員との権衡を考慮し<u>予算の範囲内</u>で<u>給与</u>を支給する。</p>

2 会計年度任用職員の給与の額、種類、支給方法その他給与の支給については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第14条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（臨時的任用職員の休暇）</p> <p>第17条 臨時的任用職員（<u>地方公務員法第22条の3の規定</u>その他の法律の規定により臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。</p>	<p>（臨時的任用職員の休暇）</p> <p>第17条 臨時的任用職員（<u>地方公務員法第22条の規定に基づき</u>臨時的に任用された職員、<u>女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき</u>臨時的に任用された職員及び<u>育児休業法第6条第1項の規定に基づき</u>臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。</p>

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第17条の2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職を占める職員の勤務時間、休日及び休暇については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(臨時的任用職員に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に現に第5条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する臨時的任用職員として在職する者で引き続き臨時的任用職員として在職するものの第5条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第9条に規定する勤続期間の計算については、施行日前の臨時的任用職員としての在職期間を同条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 給与条例第1条の2に規定する職員（以下「職員」という。）が納税義務者若しくは特別徴収義務者又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定による督促を受けた者その他の県に債務を有する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える業務のうち次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(困難折衝等業務手当)</p> <p>第3条 困難折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 給与条例第1条に規定する職員（以下「職員」という。）が納税義務者若しくは特別徴収義務者又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定による督促を受けた者その他の県に債務を有する者を訪問し、接見して行う心身に著しい負担を与える業務のうち次に掲げる業務に従事したとき。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p>